

埼玉県公共調達改革推進工程進捗管理表

平成22年4月20日  
第6回埼玉県公共調達改革推進本部会議資料

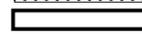
指針取組項目	具体的取組内容	実施時期 主な担当部局	取組スケジュール					実施状況	整理番号		
			H17以前	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度				
官製談合の防止	コンプライアンスの徹底	【職員倫理規程の見直し】 ・ 職員倫理規程に官製談合防止に係る条項を設定する。	平成18年度 総務部		●			達成	「入札談合等関与行為の防止に関して遵守すべき事項」を定めた。19年4月から施行。	1	
	内部通報制度の整備	【第三者による通報受付窓口の整備】 ・ 県組織の外部に弁護士等の第三者による通報受付窓口を設置する。	平成18年度 総務部		●			達成	「埼玉県職員からの公益通報処理規程」を改正、第三者による通報窓口を設置し、19年3月20日から受付を開始。	2	
	職員の再就職制限とOB等からの働きかけ防止	【退職後2年間の職員の再就職制限】 ・ 「職員の民間企業への再就職等の取扱いについて(通知)」において措置済み。	平成17年度 総務部	◎				達成		3	
	議会等の関与	【議案説明資料の充実等】 ・ 定例県議会における議案説明資料に予定価格や落札率を記載するなど、記載内容の充実を図る。	平成19年度 企画財政部			●		達成	19年9月定例会から実施。	4	
談合を防止する入札制度の改革	一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止	【1千万円以上の工事は原則一般競争入札とする】 ・ 平成19年度から段階的に実施し、平成21年度から全面实施する。 (目標:実施割合(件数ベース) 平成19年度40%、平成20年度70%)	平成21年度 各発注部局		3千万円以上	1千万円以上		原則 全面实施 ●→	達成	一般競争入札の適用範囲を現行3千万円以上から1千万円以上に拡大した。(19年4月から)	⑤
		【指名競争入札の原則廃止】 ・ 平成21年度から1千万円未満の工事についても一般競争入札の導入を試行する。	— 各発注部局					試行 .....	試行中	試行方針を定めて試行。(21年度から22年度まで試行期間)	⑥
	【一般競争入札拡大のための課題解決】	・ 不良不適格業者排除のため、入札ポンドを試行する。	— 総務部					.....	試行中	順次拡大(18年度1件、19年度16件、20年度11件、21年度14件) 最低制限価格及び低入札調査基準価格を改定した。20年9月1日から適用。	7
		・ 品質の確保のため、最低制限価格制度の充実を図る。	平成20年度 総務部					.....	達成		8
		・ 事務量の軽減のための入札参加資格事後審査方式については導入済み。	平成18年度 各発注部局						達成		9
	総合評価方式の拡充	【適用案件の拡大】 (目標:平成19年度は150件、平成20年度は200件)	— 各発注部局		100件	150件	200件	本格運用 ●→	達成	21年度から本格運用[1千万円以上の工事の2~3割程度を実施]。(18年度から20年度まで試行期間)	⑩
		【内容の充実】 ・ 適用結果を検証し、評価基準の充実を図る。	継続実施 各発注部局						適宜	総合評価方式活用ガイドラインを19年4月・7月、20年4月・11月、21年4月、22年4月に改定して適用。	11
	電子入札の拡大	【電子入札の全面導入】 ・ 平成19年度下半期に全面導入する。	平成19年度 各発注部局			●→			達成	19年10月から全面導入。	12
		【設計図書閲覧・配布方法の電子化】 ・ 電子納品保管管理システムを構築する。	平成20年度 県土整備部				●		達成	20年10月から納品データの保管・検索機能を運用開始。21年3月から設計図書の閲覧・配布機能を運用開始。	13

:平成20年度までの取組(23項目)  
 :平成21年度取組(3項目)  
 :継続実施(5項目)

凡例 ◎ 指針策定以前に実施済み  
 ● 目標達成時期  
 ..... 段階的实施・一部実施  
 → 完全実施  
 == 継続的に実施

○ :平成21年度取組

指針取組項目	具体的取組内容	実施時期 主な担当部局	取組スケジュール					実施状況	整理 番号	
			H17以 前	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度			
談合を防止する入札制度の改革	【インターネットを活用した情報公開】 ・指名選定理由を含む入札情報等については実施済み。 ・発注機関において閲覧公表している情報(工事請負契約内容等)をインターネット上で公開する。  【公開対象の拡大】 ・総合評価方式における対象工事の選定基準を公開する。 ・業者選定委員会の議事録を公開する。	平成17年度 各発注部局			●	→	達成	14		
		平成19年度 各発注部局					達成	20年3月から適用。	15	
		平成19年度 各発注部局				●	→	達成	入札参加者のための総合評価方式マニュアルを改定。19年4月から適用。	16
		平成20年度 各発注部局						達成	20年4月から実施。	17
	ペナルティの強化	【入札談合による指名停止期間を最低12月とする】 ・指名停止措置要綱を改正する。  【違約金特約の額を契約額の20%以上とする】 ・標準契約約款を改正する。  【警察への談合情報の積極的提供】 ・談合情報対応要領を改正する。	平成18年度 総務部		●			達成	県発注工事等及び県内における公共工事等における談合等に係る指名停止期間を延長し最低12月とした。19年4月から施行。	18
			平成19年度 総務部			●		達成	標準契約約款を20年1月に改正した。(20年4月1日から施行)	19
			平成18年度 総務部		●			達成	談合情報対応要領を改正し、警察本部に対しても積極的に情報提供を行うこととした。19年3月20日から施行。	20
	地域産業の育成と公正な競争の確保	【応札可能者の20~30者以上確保】 ・ガイドラインを整備する	平成19年度 総務部			●	→	達成	一般競争入札参加条件設定ガイドラインを定めた。19年7月1日から施行。	21
			物品調達等	【一般競争入札の拡大】 ・物品調達(160万円超)、印刷の請負(250万円超)は原則一般競争入札とする。 ・1千万円以上の庁舎管理等の業務委託は原則一般競争入札とする。	平成20年度 各発注部局			●	→	達成
	平成20年度 各発注部局							達成	20年度契約から実施。	23
入札事務の適正化	【専担組織による入札執行】 ・平成13年度から、5億円以上の工事についての入札事務は入札企画室で実施している。  【入札監視委員会等の機能拡充】 ・談合防止対策については「彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会」の所掌事項になっているが、調査検証などを行う機能の充実を図る。	平成13年度 総務部					◎(大規模案件のみ) 達成	20年4月、組織改正により契約局を設置。大規模建設工事の下限額を5億円から1億円に引き下げ、一層の集約化を図った。	24	
		平成19年度 総務部			●	→	達成	運営要領を改正し、所掌事項に「談合情報に関する調査、検証」を追加した。19年7月1日から施行。	25	
建設業界の談合体質の一掃	【企業倫理確立の要請】 ・(社)埼玉県建設産業団体連合会及び(社)埼玉県建設業協会に対し公共工事における談合の防止及び企業倫理の確立等について要請を行った。 ・建設関係団体にコンプライアンス定着のための専門委員会の設置を要請する。 ・引き続き企業倫理の確立を求める。	平成18年度 総務部			●		要請の実施 達成	要請を受けて、(社)埼玉県建設産業団体連合会及び(社)埼玉県建設業協会において、19年度にコンプライアンスに関する専門委員会が設置された。	26	
		継続実施 県土整備部					達成		27	
		継続実施 県土整備部						継続	建設業者を対象とした法令遵守に関する研修会を開催。企業倫理確立の取組を通知。	28
建設業の構造改善	【経営基盤強化、新分野進出のための支援】 ・建設業者の新分野進出、経営基盤強化を内容とするセミナーを開催する。 ・埼玉県中小企業振興公社を活用した専門的な経営相談を実施する。 ・雇用能力開発機構が実施している建設雇用改善事業の活用を図る。	継続実施 県土整備部					継続	埼玉県建設産業構造改善推進協議会において18年度からセミナーを開催。	29	
		継続実施 県土整備部					継続	埼玉県中小企業振興公社において18年度から経営相談を実施。	30	
		継続実施 県土整備部					継続	独立行政法人雇用・能力開発機構埼玉センターにおいて18年度から雇用管理研修や建設雇用改善助成金の支援を実施。	31	

 :平成20年度までの取組(23項目)  
 :平成21年度取組(3項目)  
 :継続実施(5項目)

凡例 ◎ 指針策定以前に実施済み  
 ● 目標達成時期  
 ..... 段階的实施・一部実施  
 → 完全実施  
 == 継続的に実施

# 埼玉県公共調達改革推進工程表の検証

## 1 工程表取組項目の達成状況

- 工程表の取組項目（31項目）は、平成21年度末までに全ての取組を達成（実施済み、試行開始）した
- 31項目のうち、試行中の取組（2項目）、継続実施の取組（5項目）については、引き続き取組を行っていく

### ■ 主な取組の達成状況

	18年度	19年度	20年度	21年度
一般競争入札		40% (実績51%)	70% (実績76%)	原則全て (実績95%)
総合評価方式	100件 (実績121件)	150件 (実績214件)	200件 (実績242件)	本格運用 (実績353件)
電子入札		全面導入		
一般競争入札の地域要件設定ルール		ガイドライン整備	運用	
ペナルティ強化	指名停止期間最低12月 警察への積極的情報提供	違約金特約20%以上		
物品調達等			一般競争入札原則導入	

※ 21年度は22年3月末現在の速報値

## 2 工程表取組の成果

### (1) 競争性の向上

- 一般競争入札の拡大により企業の入札参加機会が増大(→落札率が低下)

### ■ 落札率（単純平均） (単位：%)

	18年度	19年度	20年度	21年度
一般競争入札導入実績	11.5	51.2	76.1	94.7
落札率	92.8	89.3	87.5	86.3

※ 落札率は全ての建設工事  
 ※ 21年度は22年3月末現在の速報値

### (2) 工事品質の確保

- 総合評価方式の導入により工事の品質が向上
- 総合評価方式以外の成績も向上  
(工事全体の品質向上につながる良い循環が得られた)

### ■ 総合評価方式の工事成績評定点（平均） (単位：点)

		18年度	19年度	20年度	21年度
総合評価実施件数割合		6.8%	12.2%	15.1%	23.1%
工 事 成 績 評 定 点	総合評価	79.9	79.4	80.0	81.0
	総合評価以外	77.2	77.5	77.9	78.7

※ 県土整備部・都市整備部の発注工事  
 ※ 21年度は22年3月末現在の速報値

- 一般競争入札の拡大に伴う工事の品質低下は表れていない

### ■ 工事成績評定点（平均） (単位：点)

	18年度	19年度	20年度	21年度
一般競争入札導入実績	11.5%	51.2%	76.1%	94.7%
工事成績評定点	77.0	77.4	77.8	78.9

※ 工事成績評定点は全ての建設工事  
 ※ 21年度は22年3月末現在の速報値

### (3) 透明性の向上

- 電子入札の全面導入により、仕様書閲覧時や入札時に入札参加者が会する機会が無し
- 工事請負契約の内容をインターネットで公表
- 総合評価方式における対象工事の選定基準を公表
- 業者選定委員会の議事録を公表
- 議案説明資料への予定価格及び落札率の記載

#### (4) 県内企業の受注状況

○ 県内企業の受注率は契約件数、契約額ともに高い水準を確保している

##### ■ 県内企業の受注状況

	18年度	19年度	20年度	21年度
一般競争入札導入実績	11.5%	51.2%	76.1%	94.7%
県内企業契約件数 (全体に対する割合)	3,046 (86.6%)	2,874 (88.2%)	2,771 (89.5%)	2,836 (89.4%)
県内企業契約額(百万円) (全体に対する割合)	68,016 (64.2%)	75,511 (73.8%)	71,407 (72.8%)	77,211 (81.3%)

※ 県内企業契約件数、同契約額はJVを除く  
 ※ 21年度は22年3月末現在の速報値

### 3 新たな課題

#### (1) 不調・不落入札の増加、一般競争入札における入札参加者の減少

##### ■ 現状（不調・不落入札及び一般競争入札における入札参加者数の推移）

	18年度	19年度	20年度	21年度
不調・不落入札の発生件数 ※ ( )は発生件数割合	68 (1.9%)	143 (4.2%)	291 (8.6%)	228 (6.7%)
一般競争入札における 平均入札参加者数	—	9.6者	7.4者	(4~2月) 8.6者

※ 21年度は22年3月末現在の速報値

##### 課題

- 発注の遅れにより早期の事業効果発現が困難となる
- 入札参加者の減少により競争性の低下が懸念される

##### 原因

- 業者が有利な工事を選別して入札参加
- 企業の合理化による人員削減（技術者の不足）
- 入札参加条件の厳格な設定
- 入札金額見積期間の不足

##### 対応策

- 難工事指定の試行（難工事受注実績を後の総合評価方式で優遇）  
〔21年4月〕
- 配置予定技術者の経験を評価しない総合評価方式の導入〔21年4月〕
- 現場代理人等の常駐規定の緩和等（兼務を認める工事の指定）  
〔同一県土整備事務所管内：21年3月、隣接市町村に拡大：22年4月〕
- 入札参加条件の段階的な緩和（企業の施工実績や配置技術者の施工経験の条件緩和等）〔21年4月〕
- 新規参入機会の拡大（県発注工事の下請け実績や民間施工実績の入札参加条件への採用）〔21年11月〕

#### (2) 低価格による入札の増加

##### ■ 現状（低価格入札発生件数割合の推移）

	18年度	19年度	20年度	21年度
低価格入札発生件数 ※ ( )は発生件数割合	109 (4.3%)	161 (9.3%)	400 (17.0%)	1,178 (47.5%)

※ 低価格入札：（最低制限価格未満の入札＋低入札調査基準価格未満の入札）  
 ※ 21年度は22年3月末現在の速報値

##### 課題

- 品質の低下が懸念される
- 県内企業の健全な発展の阻害が懸念される

##### 原因

- 厳しい経済情勢が続き、今後の公共投資の先行きが不透明なために受注競争が激化

##### 対応策

- 最低制限価格等の水準引上げ
  - ・ 価格の算定式の引上げを実施〔20年9月〕
  - ・ 価格の算定式及び設定範囲（上下限值）の引上げを実施〔21年7月〕
  - ・ 設定範囲（下限値）の引上げを実施〔21年9月〕
- 今後、水準引上げの結果を検証

## 今後の公共調達改革の取組

### ■ 課題の整理

- 公共調達改革を進めてきた中で、不調不落入札の増加や入札参加者の減少などの新たな課題が発生している
- 今後、ますます公共事業費の削減が見込まれる中で、需要と供給のバランスが崩れて工事の受注に向けた価格競争の激化が想定される
- 災害発生などの緊急時に即戦力となる地域の優良企業に対しては、今後も継続した経営が望まれている

### ■ 改革に向けての視点及び主な取組

#### **視点Ⅰ『入札に参加しやすい環境の整備』**

##### **入札参加機会及び競争性の確保**

- 1 一般競争入札における入札参加条件の緩和
- 2 新規参入機会の拡大
- 3 新たな入札方式の検討
- 4 委託業務への一般競争入札の拡大

#### **視点Ⅱ『工事品質の確保』**

##### **ダンピング防止対策の強化**

- 1 最低制限価格制度の導入効果の検証と対象の拡大（委託）
- 2 設計金額の事後公表の拡大（工事）

##### **総合評価方式の充実**

#### **視点Ⅲ『県内企業の継続的な経営への支援』**

##### **経営を支援する取組の継続・拡大**

- 1 県内企業への優先発注
- 2 現場代理人等の常駐規定の緩和
- 3 県内企業の資金繰りへの支援